

第 1 章

プラン策定にあたって

第1章 プラン策定にあたって

1 プランの策定と背景

(1) 区が目指すスポーツの推進

区は、区民一人ひとりの心身の健康と生活の質の向上、地域社会の活力等の観点から、スポーツが果たす役割を重視し、これまで、区民のスポーツ活動を推進するために施設の整備やイベントの開催、多様な団体との連携に努めてきました。

本プランは、区民のスポーツへの参加を促進し、スポーツを通じた健康寿命の延伸、地域コミュニティの活性化、そして青少年の健全な育成を目指すとともに、区民の誰もがいきいきとスポーツに親しめる区を実現し、さらに発展させていくための道筋を示すものです。

なお、本プランにおいて、スポーツとは、スポーツ基本法の理念に基づき、いわゆる競技スポーツだけではなく、レクリエーション、健康などを目的とする身体活動などを含む広義の運動を意味しています。

(2) スポーツを取り巻く社会状況の変化

前回プランを作成した平成28(2016)年度以降、スポーツに影響を与えた社会状況の変化としては、以下の点が挙げられます。

近年、気候変動の影響が顕在化し、令和2(2020)年には環境省と気象庁が、「熱中症警戒アラート」の試行運用を関東甲信越地方で開始し、その後全国に適用される等、熱中症リスクが高まっています。夏場の熱中症リスクは、特に高齢者や子どもたちの運動機会を減少させる要因となり、スポーツ施設における暑さ対策や、屋内外の活動場所のバランスを見直す必要性に迫られています。

令和2(2020)年以降のコロナ禍による様々な生活活動の制約により、スポーツ活動においてもソーシャルディスタンスの確保や感染防止のための衛生管理が必須となりました。この影響は、地域における各種スポーツ団体の活動停止、学校体育の制限、スポーツ施設の利用制限など、多岐にわたり、人々の運動機会を著しく減少させました。一方で、孤立感の解消やストレス軽減のために、適度な運動がいかに重要であるかという認識が深まり、感染リスクを考慮した上での運動機会の確保、オンラインとオフラインを融合した新たなスポーツ活動のあり方などが模索されるようになりました。

令和3(2021)年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が無観客で開催され、日本選手団を始めとする世界の一流選手たちの活躍は国民に大きな感動と活力を与えました。また、令和7(2025)年には、東京2025デフリンピックが開催され、日本勢のメダルラッシュに沸きました。そうした中、国は「第2期スポーツ基本計画」に基づき、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様な形で国民の生活に浸透させるための施策を推進してきました。

また、その他にもスポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。テクノロジーの進化は、スポーツ環境にも大きな影響を与え、特にデジタル空間における新たなスポーツであるeスポーツも急速に広がりを見せています。加えてスケートボードやクライミングなどのアーバンス

ポーツ、モルックやボッチャなどのニュースポーツの社会への浸透も注目すべき点であると考えています。

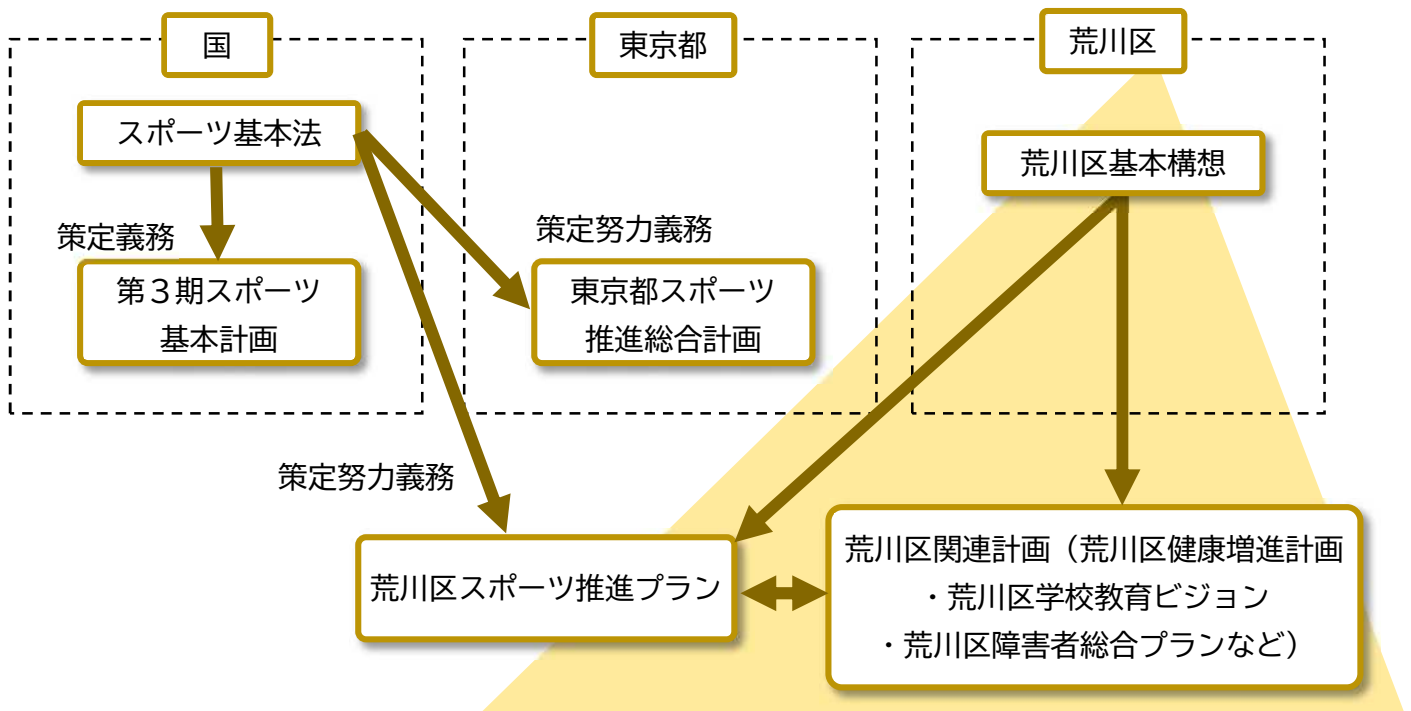
区においては、こうした社会状況の変化も踏まえ、更なるスポーツの振興に向けて新たな施策を展開していく必要があります。

2 プラン位置づけ・計画期間

(1) 位置付け

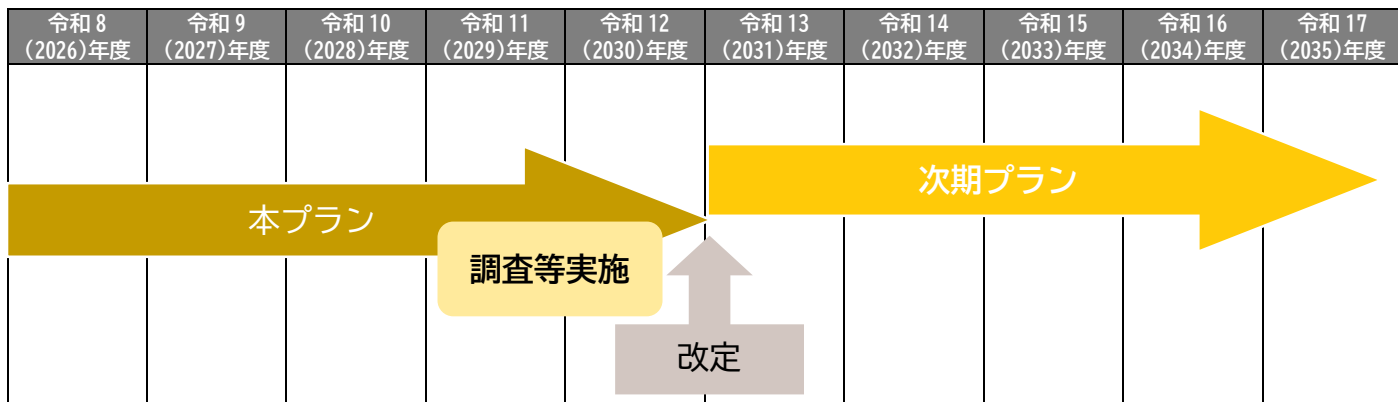
本プランは、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項に定める「地方スポーツ推進計画」の性格を有し、国の「第3期スポーツ基本計画」（令和4（2022）年3月25日策定、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度まで）や東京都の「東京都スポーツ推進総合計画」（令和7（2025）年3月策定、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度まで）に基づき国や東京都が実施するスポーツ関連事業との役割分担を図りながら、地域の実情を踏まえ、スポーツの更なる推進に向けた方向性を示すものです。

また、スポーツに深く関わる他の計画との連携を図り、区全体でスポーツ振興を推進していきます。



(2) 計画期間

本プランの計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の5か年とします。区のスポーツの中期的方向性を見据えつつ、柔軟かつ実効性の高い運用を行うとともに、社会情勢や区民ニーズの変化、施策の進捗状況などを的確に把握し、5年ごとに必要な見直しを行っていきます。



コラム

<「スポーツ」の語源>

スポーツ史という分野の研究によれば、英語の「Sport」は19～20世紀にかけて世界で一般化した言葉であり、その由来はラテン語の「deportare」(デポルターレ)という単語だとされています。

デポルターレとは、元々、「運び去る、運搬する」の意味で、転じて、「義務からの気分転換、元気の回復」、仕事や家事といった「日々の生活から離れる」気晴らしや遊び、楽しみ、休養といったものを指します。

スポーツは、人生を楽しく、健康的で生き生きとしたものにするためのものです。より楽しむために勝利を追及するもよし、マイペースで楽しむもよし、誰もが自由に身体を動かし、自由に観戦し、楽しめるものであるべきです。



(出典 スポーツ庁HP

<https://sports.go.jp/special/policy/meaning-of-sport-and-deportare.html>)